

「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」へのご意見

NO	該当箇所(ページ)	質疑・意見	対応
1	(目的) 条文第1条 下線部が変更箇所	この条例は、手話が言語である <u>ことを基本理念</u> として定め、 <u>手話の普及に関する</u> 市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害の有無にかかわらず <u>市民が人格と個性を尊重し合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現</u> を目指すことを目的とする。 第1条は少し解りにくいところがあるように感じたので、「地域社会の実現」の目的語を入れました。	いただいた貴重なご意見については、法務担当課を含め関係部署等と協議のうえ、条文への反映を含めて検討させていただきます。
2	(基本理念) 条文第2条 下線部が変更箇所	手話への <u>理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの基本理念のもとにおこなわれなければならない</u> 。また、手話を必要とする市民等が手話を言語としてコミュニケーションを図る <u>自由を有することを十分に</u> 理解し、手話を通じて全ての市民等が互いに尊重し合うことを基本として行うものとする。 <u>また、この条例における市民等とは、全ての流山市民の他、市内に通学通勤するもの、市内の法人をいう。</u> 第2条については、手話が言語である事が基本理念であることをしっかり基本理念の条文に書き込んだほうがいいのではないかと思います。 ずっと、条文を読んでいて「市民等」が何を指すのかがとても気になりました。「等」が誰を何を指すのか定義したほうがいいのではないかと思います。	NO1の回答に同じ。
3		①ろう者については、現在手話以外にも要約筆記、点字、筆談など多様なコミュニケーションの手段が、活用されており、ここで手話のみを取り上げ条例とすることに対し、もう少し具体的に説得力のある説明が必要ではないか。	今回、制定する条例は手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念及び施策を総合的に推進することを条例として制定するもので、コミュニケーションの手段を扱ったものではありません。コミュニケーションの支援については、他の法令制度により推進しています。
4		②上と関連するが、手話が言語と位置付けることによって、具体的にろう者にとってどのようなメリットがあるかを、具体的に示した方が良い(例えば、条例の前文で——教育や環境が整備されておらず——と述べられているが、具体的に何がどう整備されていないのか、それをどう整備すれば、どのような改善が具体的に図られ、その結果ろう者にとってどのようなメリットが得られるのか、を明示して欲しい。一般市民にはそのような説明がないと、分かりづらいのでは。)	ろう者が日常生活で使用している手話について、過去に手話を使うことが許されなかった経緯も含め、市民等が手話を言語として認識していただくことが最大のメリットであると考えます。この条例の制定は、ろう者の皆さんが望んでいるものであり、手話を言語と認めることでろう者が手話を使い安心して生活することができるようにするものです。

NO	該当箇所(ページ)	質疑・意見	対応
5		③社会的障壁の除去、とあるが、これは具体的にどのような事例を言うのか、明示して欲しい。	手話が言語として認められず、使用を禁止されていた歴史的背景があり、そのため、ろう者は手話の使用を禁止され、口話法(口読み)を強いられてきたことで自由に手話が使えなかったという社会的障壁があります。
6		④手話以外の手法については、意思疎通支援事業を実施するとあるが、ろう者にとっては手話も含め、その他の手法もコミュニケーションの為に全て必要なものであるはずであり、手話の条例を作成する場合でも、前文の中に、このことをきちんと盛り込む必要があるのではないか。	手話が言語であるとの条例に基づいて、必要となる事項を前文に盛り込む予定です。
7		⑤手話の普及を考える場合、一般市民に手話に対する理解を深めることは勿論であるが、社会的障壁の除去及び手話通訳者の育成・増加を図ることが必要であるが、この辺の具体的な取り組み方法もキチンと明示して欲しい。また、条例では財政的な措置についても規定されているが、説明を読むと、条例の啓発に使うようになっているが、勿論、このことも必要ではあるが、むしろ社会的障壁の除去及び手話通訳者の育成・増加にこそ予算措置を講ずるべきではないのか。でなければ、条例は単なるプログラム規定になってしまいます虞があるのでは。	社会的障壁の除去については障害者差別解消法において整理されています。手話通訳者の養成についても予算措置済みで、すでに取り組んでおります。この条例は理念を規定するものであり、手話は言語であることについて正しい認識と普及・啓発を規定したいと考えております。
8		⑥条例の中での市民等の役割として、この条例の実施に伴い、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をすることに努めなければならない(本来は、何らかの罰則規定があるのが実効性が上がると思うが、それが出来なければ、)程度の、努力義務を入れる必要があるのではないか。そうでなければ、⑤にも述べたが、プログラム規定となる公算が大である。	この条例は手話は言語であることを認識し、手話言語の普及の促進を目指す理念条例である事から罰則規定は設けません。
9		⑦参考までに、当市の手話通訳者の数、その育成・確保の方針、また、ろう者が手話通訳者を必要とする場合にはどこにどのように申し込むのか、また費用負担はどの様になっているのでしょうか	現在、手話通訳者11名が登録しており、育成については千葉県と流山市において養成講座を開講し行っています。確保については、第5期流山市障害福祉計画の中でH30年度は12人、H31年度は13人、H32年度は14人として計画に位置付けています。手話通訳者を必要とする際には、障害者支援課にFAX又は市のHPによる電子申請、郵送により申し込みいただき、費用負担はありません。

NO	該当箇所(ページ)	質疑・意見	対応
10		<p>聴覚障害者の方々が日常不自由に感じていること、困っていること、偏見も含め、どのような社会的障壁があるのか。</p> <p>又、手話言語の普及により、具体的にどのようなことが変わっていくと考えられるのか。もう少し詳しく知りたい。</p>	<p>今まで、ろう者が学習の場で手話を使うことが禁止されていた歴史的背景も含め、健常者が話すように、ろう者も手話により自由に情報のやり取りができるよう変わっていくものと考えられます。</p> <p>また、条例による施策の推進により、地域や学校等での手話の利用が一層図られると考えます。</p>
11	(施策の推進) 第6条	<p>聴覚障害者の方々の求めていることが市の施策により、漫然とは理解できるが、具体的に説明があるとわかりやすい。 (流山市の共生社会の実現の将来像がイメージしやすくなる)</p>	<p>具体的には、手話は言語であるとの認識に基づき、聞こえる人の社会に合わせるのではなく、ろう者がろう者として生活を送れる共生社会を目指していくものと考えています。</p>
12	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・第3、第6段落の聴覚障害者を→ろう者としてはどうですか。 ・第7段落を省いた方が良いと思います。 ・第9段落の市民等→何を示しますか？ 	NO1の回答に同じ。
13	第1条 目的 第2条 基本理念	審議会での鎌田委員の意見に賛同します。	NO1の回答に同じ。